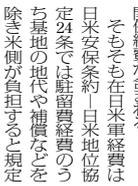


Commons



コムズとは…労働者農民市民が協働して、国家と私を越えた自治と生産の共同の場を、共につくり合うこと

3月31日、自民、公明、日本維新の賛成多数で、過去最大の1.15兆円の大軍拡予算が成立。新予算は、少数与党の石破政権は野党に引き渡すために、「国家的殺人未遂」と怒りをよんだ高橋良策負担の上限引き上げ「凍結」、高校授業料無償化、所得税が生じる「



そもそも在日米軍経費は日米安保条約「日米地位協定」24条で駐留経費のうち基地の地代や補償などを除き米側が負担すると規定



2025.4.10 第191号

発行所・コムズ
編集機関紙局／東京都中野区新井2-7-12-25号
コムズ政策研究機構内
電話・03-5356-6723
編集／革命21
The Communist Association for Revolution Movement 21
郵送購読料／1部500円 半年2500円(1年5000円)
郵便振替口座／00100-5-391171(コムズ政策研究機構)
ウェブサイト:http://comonz21.jp/
Eメール:rev@com21.jp

令和の「農業を守ろう！」東京都心をトラクター先頭に「百姓一揆」に起つ

「令和の百姓一揆」を掲げた行動が3月30日、東京都内を中心と全国15か所で行われた。東京での参加者は4500人。このほか富山や沖縄その他で数千人から数万人がトラクターを先頭にデモをくりひろげた。行動は全国の有志が実行委員会を作り、主催したもので、代表は本紙にもたびたび登場している山形・置賜自交連の菅野芳さん。コソ作りと自然農の農民、東京の集会所となった青山公園には、全国から駆けつけた農民を圧倒する消費者市民が集まり、デモ進行に参加した。



その仕組み自体を要しようという要求だ。この基本的な要問われるこれからの運動の内実

「百姓一揆」は、その金を農民の所得補償にという声は出さない。この国は日本人300万人、アジアの人々2000万人の犠牲の上に戦争に負けて平和憲法と自作農の国を作ることが出来た。その自作農が消失しようとして反対の「一揆」を立ち上げたのなら、かつて日本が侵略したアジアの人々に平和の連帯を呼びかけ、軍備拡張の金は農と食に回させよう。大野和興「農業ジャーナリスト」

なぜいま百姓一揆なのか？ 一揆の基本的要求とは 代表の菅野さんは次のように語った。いま農民が雪崩をうったように離農、脱農している。農業では暮らしが成り立たないから。土地は放棄され、むらでは空き家が目立つ。このままでは、この国から食料を作る人も土地も消えてしまう。この危機感は、村を歩

日本ではコメを含むすべての農産物価格は市場が決めることになっていて、生産者も消費者も関与できない。一参加者として、気にならざることも。運動の作り方もスローガンも肉付きが悪い。この「令和の百姓一揆」は、いま一步を踏み出したばかり、と強調する。この先、どのような運動を、どのように作り上げるかが実行委員

もうひとつある。いま、日本は大軍拡を進め、巨大な財政をどこに削いでいる。そこを敵基地攻撃能力を作り上げ、沖縄先島諸島をミサイルでハリネズミのようにしようとして、

石破の「いのもち暮らしを破壊する大軍拡予算」 「日米統合軍司令部」発足 止めよう！日米一体の戦争準備 1.15兆円の軍拡予算が成立 8・7兆円もの突出した軍事費

共同軍事作戦遂行のため「米軍と自衛隊との」軍同士の関係は強固に見え、しかし、私は「米軍」と韓国軍との間で既に存在しているような統合のモデルへ、さらに深化させる必要があると考えている。これは米国防衛省「パン3」のホルヒ、国防次官の米義士上院軍事委員会総会での証言である。

スセンターに米軍と自衛隊の作戦指揮権を持つ「戦術司令部」としての「日米統合軍司令部」発足を目指す。赤坂フレックスセンターとは、米軍が1945年、日本の敗戦後に接收した敷地内にある。現在米軍ヘリポート基地としても機能している。いわば米軍占領期の遺産といふべき土地のひとつである。

「日米統合軍司令部」も発足 対中戦争の戦術司令部 在日米軍の「日米統合軍司令部」下に自衛隊「統合作戦司令部」も発足

戦後、沖縄戦80年の節目から沖縄・南西諸島の軍事拠点化への新たな段階に踏み出された。石破政権は「台湾有事」の対中戦争を念頭に、中国本土に届く長距離ミサイルを抑制する上で不可欠な

韓国憲法裁判官大統領に裁判官全員一致で罷免を宣告！韓国民主化闘争いよいよ大統領選へ(詳細次頁)

お知らせ

コムズのホームページが新しくなりました！

バックナンバー閲覧可能

新 URL → comonz21.jp

<2・26 京都地裁>



京都3事件全てに無罪判決！

全国に広がる“関西生コン弾圧を許さない”の聲が結実した日



関西生コン京都3事件・無罪判決学習会報告

関生労働運動の正当性を認めた無罪判決！ その意義と今後の闘いの課題とは

管理職ユニオン・関西と大阪労働学校・アソシエ共催で
報告者 大阪労働学校・アソシエ学長 斉藤日出治



2月26日、京都地裁で関西生コン支部の武前委員長と湯川現委員長に対して無罪判決が出された。これを受けて、管理職ユニオン・関西と大阪労働学校・アソシエは共催で3月22日に位田浩弁護士を招いて学習会を開催した。位田弁護士は、本件をふくむ2018年7月から始まった関西生コン弾圧の一連の刑事裁判状況の表、京都3事件関係のこれまでの経過を説明する年表を用意され、そのうえで今回の京都地裁判決の意義をつまやかに話された。



京都地裁の無罪判決の意義はどこにあるか
位田浩 弁護士

【位田弁護士 武・湯川両氏が告げられていたのは、ベストライナー事件、企業閉鎖に伴う解決金の要求を恐喝とす、近畿生コン事件、企業倒産の際の工場占拠に関する費用の要求を恐喝とする、加茂生コン第一事件組合員の就労証明書の交付要求を強要未遂とする、加茂生コン第二事件、企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求を強要未遂・恐喝未遂とする】であるが、このいずれについても、京都地裁は無罪を言い渡している。

●無罪判決のポイントを整理すると
1、関西生コン支部の行動は争議行為であって、ストライキをはじめとする争議行為は労働組合の正当な権利である。といふことを裁判官が認めた。
検察官は関西支部がストライキや威力によって恐喝や強要を行ったと主張するがストライキや威力による業務の正常な運営の阻止、およびストライキに際

部協同組合が支払った賠償費用6千万円は、関西生コン支部による根拠のない一方的な要求ではなく、両者が互いに協力してアソシエが互いに協力するという対応の一端でもあったことを認めている。
ただ、この判決は、弁護団が主張するような、この告訴自体が組合つぶしをねらった違法な起訴であった、という弁護側の主張については判断を回避しておけなかった。



武建一前委員長

【武前委員長 裁判官は法と証拠にもとづいて正當の判断をすると思うのは間違いない、日本の刑事裁判では検事が事実上裁判の決定権を握っている。
裁判官のわずか1割が自分の良心にもとづき法と証拠に拠った判決を出しているべきでない。



無罪判決でTVインタビューを受ける武氏

今回の判決が無罪であったのは、しかし裁判官がそのような良心をもった裁判官であったからというよりも、むしろ社会的な背景の変化が大きく影響しているように思われる。
安倍晋三・麻生二階・維新の松井といった大物政治家が政界から退場あるいは退潮したことで、総選挙で自公政権が大きく後退したこと、袴田さんなど無罪判決が出されたことで、政界や市民社会の動きが追い風になっただけに思われる。
関西生コンの弾圧の狙いは、労組が中小企業と連携して背景資本の責任追及を破壊することであり、それがこの有罪判決を手がかりとして暴対法、共謀罪の先取りの無罪判決を下さうことである。
このような判決を阻止し、最後に武氏は、無罪判決という弁護団の努力による成果を我々運動する側が積極的に活かすことが弁護団に對する返礼でもあり、この成果をテコにして、我々に運動を強力に創造していかねばならない、と結んだ。



苦境にある生コン労働者へ朗報

京都事件弁護団声明

2025年2月26日

本日2月26日、京都地方裁判所第2刑事部は、関生支部の武前委員長、湯川現委員長に対して、ベスト・ライナー事件（企業閉鎖に伴う解決金要求が恐喝）、近畿生コン事件（企業倒産の際の工場占拠に関する費用要求が恐喝）、加茂生コン第1事件（就労証明書交付要求が強要未遂）、同第2事件（企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求が強要未遂・恐喝未遂）のすべてについて、無罪を言い渡した。

判決の無罪理由は、加茂生コン第1次事件について会社事務所で抗議等した組合員（4月17日に差戻控訴審判決予定）に脅迫行為があったかどうかを問うまでもなく、組合員の具体的な言動について共謀が認められなかった以外、すべて、生コン産業の実態、京都地区における生コン業界の状況、関生支部の活動、関生支部と協同組合との交渉経緯や協調関係を適確に踏まえた上で、被告人らに脅迫に当たる実効行為そのものがないとしたものである。

検察官は、関生支部が「ストライキや威力を背景に自らの要求に応じさせるスキーム」を確立していたとして恐喝罪の成立を主張したが、判決は「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるとし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている。」と判示し、検察官の主張を排訴した。

判決には憲法や労働組合法という言葉はないが、争議権の趣旨を明確に摘示して労働組合としての当然の行為についてそもそも脅迫に当たり得ないと判示しており、その意義は大きい。

一方、弁護人は、本件は労働組合潰しを目的とした違法な基礎だったと主張したが、判決は、3事件とも無罪だからそれ以上の判断は必要がないとして、判断を示さなかった。

しかし、判決は、検察官と弁護人いずれの側も大筋で争いのない事実を認定したうえで、被告人らにはそもそも犯罪に当たる行為がなかったと判示している。

この点において、判決は事実上、検察官の起訴の誤りを示したものと見える。
関西一円の警察がゼネコンや大阪広域協と連携し、労働組合潰しを企図して行った一連の弾圧は、実に18次のべ89人の逮捕と大阪・大津・和歌山・京都の各地域への起訴が繰り返された。京都事件は一連の弾圧の最後に位置するものであり、検察官は懲役10年を求刑していた。

本判決の内容が示すとおり、そもそも本件起訴自体が誤っていたのである。検察・警察には猛省を促すとともに、控訴することなく早期に本判決を確定させるよう強く求める。

以上

戦争準備の法案は廃案に！

「サイバー法案」が衆院通過へ

<憲法9条と国際法> 踏みこじる

石破政権が本年3月7日に閣議決定し、国会に上程した能動的サイバー防御(AOD)法案が4月4日、衆院内閣委員会で可決された。この法案は、安保3文書による現在進行中の大規模計画の最上位にある国家安全保障戦略の具体化で、政府が国民の通信情報を常時監視し、必要と判断すれば警察・自衛隊がサイバーに侵入し、「無害化しないその機器を使用できなくする危険極まりない法案である。この法案は、憲法21条が保障する「通信の秘密」やプライバシー権を侵害し、国際法違反の先制攻撃にあたるサイバー攻撃を踏み込むもので、まさに憲法9条と国際法を踏みこじる戦争準備の一環である。政府は今国会中の法案成立、2027年までの施行をめざしている。廃案にしよう！

「共同声明」が発表されている。これに賛同し紹介する。
<コモンズ編集部>

「サイバースパイ・サイバー攻撃法案(サイバー安全保障関連法案)」の廃案を要求します — サイバー戦争ではなくサイバー領域の平和を

共同声明本文

国会に2025年2月7日に上程された「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下、「サイバースパイ・サイバー攻撃法案」と呼ぶ)の廃案を求めます。

野党は一切の修正提案や修正協議に応じることなく、一致団結してきっぱりと廃案を要求すべきです。
※正式の法案名は「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」。

理由1：本法案は明確な違憲立法です

サイバースパイ・サイバー攻撃法は、サイバー犯罪やサイバー攻撃などの事実がなくても通信情報の取得を認めており、しかも当事者の同意なしでも通信情報取得を可能にしています。また、「無害化」と称してサイバー攻撃に使用されているサーバー等の脆弱性を利用して警察や自衛隊等によるハッキング行為を合法化しています。しかも、こうした行為は、裁判所の令状に基く必要のないものとしています。これらの行為はいずれも憲法の通信の秘密、言論表現の自由、検閲の禁止、令状主義に違反するばかりか、従来の政府による憲法解釈すら否定するものです。国会には憲法に違反して法律を制定する権限はありません。従って本法案については廃案以外の選択肢はありません。

理由2：法案の立法事実には重大な疑念があります

内閣府が作成した法案の「説明資料」では「サイバー攻撃関連通信や被害の量」として、2023年には6億パケット以上の攻撃があり「各IPアドレスに約14秒に1回の攻撃試み」との記述があります。この記述は「攻撃」を誇張しており、また、実被害の多くは政府や企業、個人の基本的なセキュリティ対策が十分ではなかったところを突かれたもので、警察や自衛隊によって対処できるものではありません。現行法の枠内で十分対処可能であり、あえて新法や整備法を制定する理由はありません。

理由3：本法案は国際法に違反します

また、サイバースパイ・サイバー攻撃法が対象としている通信情報は日本国内だけでなく海外の情報も対象として含まれ、しかも日本が取得した通信情報を同盟国などに提供することも認めています。もしこの法案が成立した場合、その被害は世界規模になります。国際法上も、通信の秘密やプライバシーの権利は重要な人権上の権利として定められており、本法案は国際法違反ともなります。(注)

理由4：「アクセス・無害化」はサイバー領域を戦争に巻き込むことになりす

サイバースパイ・サイバー攻撃法は、サイバー領域をいづゆるサイバー戦争や情報戦などの舞台とし、自衛隊を名目とした武力行使を含む戦争に日本が積極的に関与することを可能にするものです。能動的サイバー防衛とも呼ばれる「アクセス・無害化」の考え方は、自衛隊のいづゆる敵基地への先制攻撃と関連し、攻撃と報復の応酬を引き起こしかねません。サイバー領域全体を巻き込んだ情報操作や、サイバー領域全体の網羅的な監視・取り締まりの強化、いづゆる「敵」のソフトターゲット(民間人や民間の建物など警備や監視が手薄で攻撃されやすい軍事目標)を狙うなどの行動をその重要な役割とするものです。これは、サイバー領域の戦争への加担に他ならず、自衛隊・警察に限らず、中央政府や自治体、企業、研究機関、団体、一般の市民の動員も想定されることになります。サイバー領域が戦争に巻き込まれるとき、従来の戦争で想定されている武器の他に、私たちのパソコンやスマホもまた武器化し、人々が容易にサイバー部隊に動員され、企業もまたサイバー領域での戦争行為に容易に加担することが可能になります。

理由5：サイバー領域における平和こそを希求すべき

サイバー領域を戦争に巻き込む体制が世界規模で急速に進行するなかで、私たちは、むしろサイバー領域をこれ以上戦争に加担させないための行動をとる必要を痛感しています。サイバー領域はまさに、コミュニケーションの中枢を担う領域であるからこそ、この領域を戦争のために利用したり、戦争に巻き込んだりすることは絶対に許してはなりません。むしろ私たちが希求すべきことは、サイバー領域における平和です。サイバー領域から自衛隊を含む軍隊や警察の活動を排除するだけでなく、民間企業や私たち一人一人がサイバー戦争に加担したり、強制されたりすることを徹底して禁じる必要があります。サイバー領域が文字通りの意味で、国境を越えて、多様な民衆を相互に繋ぐコミュニケーションの場となるためにも、サイバー領域における平和が今こそ求められているのです。

残念ながら日本政府の態度は、このサイバー平和とは真向から対立するものと言わざるをえません。通信の秘密、表現の自由は民主主義社会の基礎です。能動的サイバー防衛はこれを否定するものです。

以上、私たちは、サイバースパイ・サイバー攻撃法を廃案とすることを強く求めるとともに、自衛隊、行政、民間企業によるサイバー戦争への加担に反対します。 2025年3月7日

<呼びかけ団体> JCA-NET 戦争に協力しない! させない! 練馬アクション ATTAC Japan(首都圏) ふぁみん婦人民主クラブ すべての基地に「NO!」を・ファイト神奈川 盗聴法に反対する市民連絡会 共謀罪NO! 実行委員会 「秘密保護法」廃止へ! 実行委員会

(注)・世界人権宣言 第12条
https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what_is_human_rights/udhr.html
何人も、自己の私生活、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。1966年国際人権規約(ICCPR)「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html (「不法」という文言が追加された)・1990年 国際連合「コンピュータ化された個人データ・ファイルに関するガイドライン」
https://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/guid_PersonalDataFile.html
1条「合法性と公正の原則(PRINCIPLE OF LAWFULNESS AND FAIRNESS) 個人情報、不正または違法な方法で収集または処理されてはならず、また、国連憲章の諸目的と原則的に反する目的で使用されてはならない」
7条「セキュリティの原則(PRINCIPLE OF SECURITY) 事故による喪失もしくは破壊のような自然災害だけでなく、無権限アクセス、データの許欺的な濫用、コンピュータ・ウイルスによる汚染のような人為的災害に対しても、ファイルを保護するための適切な措置が講じられなければならない」(ただし6条に例外規定あり)

緊急声明「日本学術会議法案」の撤回を求める

独立・平和と公開のアカデミーを完全に消滅させる新法案!

この歴史的暴挙を許すな! 学術会議もその共犯者になるな!

直ちに臨時総会を開け!

軍学共同反対連絡会共同代表 赤井純治 大野義明 多羅尾光徳 事務局長 小寺隆幸
2025年3月10日

わが国の大学・研究機関等で研究教育に従事する有識者構成された「軍学共同反対連絡会」は3月10日、声明を発信。政府が3月7日国会に上程した「新たな日本学術会議法人設立の動き」に対して「これら法人化時の政権によるフロントローを著しく強化するものであり、それらで学術会議が政府の介入を受けることを排したことで学問の自立・独立性が著しく損なわれる」とは明瞭として、強力反対の意思表明を打ち出した。紙面での内容の一部を紹介し、同連絡会の独立・平和・公開のアカデミーを完全に消滅させる新法案との危険性の認識を共有するものである。(コモンズ編集部)

【声明抜粋】

政府は3月7日、現行日本学術会議法を廃止して2026年10月に新たな法人としての「日本学術会議」を設立する。日本学術会議法案を閣議決定し、国会に上程した。それは学術会議の独立性を高めるため(一)有識者懇談会最終報告という偽りの装い、さも脱ぎ捨て、法化された日本学術会議の政権によるフロントローを著しく強化するものである。ここに、日本のアカデミーは死を迎える。

現行日本学術会議法は第2条で「日本学術会議は独立して職務を行う」と定め、学術会議が政府の介入を受けることなく学術的立場で活動し発信することを保障してきた。だが新法案には「(二)も、独立」という言葉はない。第9条で「国は法律の運用に当たって「運営における自主性及び自律性」に配慮しなければならない」と書かれている。これを「独立」が保たれるとするが、これは誤りである。

この条文は、次に見るように政府の統制下に置くことを前提に「配慮」するにすぎない。

また、現行法では前文にある「平和」という言葉も、新法案では抹消された。

そのうえで、「最終報告に記載された何重もの縛り」はよりグローバルな形で法制化されている。

①総理大臣任命の監事は業務全体を監査し(19条)不正や不当な事実があれば総理大臣に報告し、総理大臣は事務所に立ち入り検査することができ(49条)検査を拒めば過料に処す(57条)。

②内閣府に置かれ総理大臣が任命する日本学術会議評議委員会、自己点検評価や中期的な活動計画について評価し意見を述べ(51条)そして自己点検評価書の未提出や虚偽の記載は過料に処す(57条)。(註51条では「学術」として「産業界」における研究成果の活用状況は組織の経営に関し経験と意見を有するものから)と明記され、経団連役員らを含むことを想定している。

③6年ごとに、業務に関する目標と達成措置、業務運営及び財務内容の改善に関する目標と達成措置、予算内閣府令で定める会議の活動に関する事項について、評価委員会が意見を聴いた上で中期的な活動計画を作成(42条)その中期的な活動計画に基づき毎年度年度計画を公表(43条)終了後は自己点検評価書を日本学術会議評議委員会に提出し公表する(44条)。

④会長が会員以外から任命する運営助言委員会は総会の議案の作成および会長の職務に関し意見を述べ(27条)。(註27条には「上記」の51条と同じ文章が書かれ、財界が学術会議の運営に公的に関わることになる。総会議案と委員会が自由に決められなくなるのは異常である。

⑤総会が会員以外から選任する選定助言委員会は選定方針の案の作成に関し意見を述べ(26条)。(註26条は廃案における経験と意見を有するものから選ばずとされ、財界が会員選考に関与する。)

※この後⑥⑦⑧各項目説明が続きその末尾結論として「軍学共同反対連絡会」は、日本学術会議法案の撤回のために全力を尽くすと声明を結んでいる。

【軍学共同反対連絡会 Japanese Coalition Against Military Research in Academia <http://no-military-research.jp/>】

